

消費税率改正前に押さえておきたい重要ポイントを解説！

消費税率引き上げと 軽減税率制度・インボイス制度への実務対応

日時 平成31年3月19日(火) 10:00～16:00

計5時間(1日間)

会場 NHK 名古屋放送センタービル内教室

講師 井上尚信税理士事務所 **井上 尚信** 氏
税理士

対象

- 決算、税務担当の方々
- 経理部の管理者・担当者の方

受講後
得られること

- ・ 2019年10月に予定される消費税率引き上げに伴う経過措置について解説いたします
- ・ 軽減税率制度及び適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入における実務上のポイントについて解説いたします

講義項目

電卓をご持参ください

1. 消費税の概要と税率8%から10%への 引上げに伴う経過措置について

- (1) 消費税の基本的仕組みと申告する上での計算体系
- (2) 消費税の課税標準・課税標準額・税率
平成31年10月から税率が8%から10%に引き上げられる場合の、複数税率による計算体系
- (3) 旧8%の経過措置の取扱い及び留意点
 - ① 指定日(平成30年4月1日)前までの対応が必要な経過措置
 - ② 施行日(平成30年10月1日)前までの対応が必要な経過措置

2. 10%への引上げに伴う 軽減税率8%の導入について

- (1) 10%と軽減税率導入スケジュール
- (2) 旧8%と軽減税率8%との違いについて

3. 軽減税率の対象範囲

- (1) 飲食料品の範囲
 - ① 食品表示法に規定する食品の範囲
 - ② 飲食料品から除外される酒類の範囲
 - ③ 飲食料品から除外される外食の範囲
 - ④ 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産
- (2) 定期購読契約が締結された新聞の範囲
 - ① 定期購読契約が締結された新聞の範囲
 - ② 書籍・雑誌等の取扱い

4. 適格請求書等 保存方式(インボイス制度)の導入

- (1) 仕入税額控除の仕組みと適用要件
- (2) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置
(平成31年10月1日～平成35年9月30日)
 - ① 区分記載請求書等保存方式とは
 - ② 帳簿及び請求書等の追加記載事項
- (3) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入
(平成35年10月1日～)
 - ① 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは
 - ② 適格請求書発行事業者登録制度
 - ③ 適格請求書発行事業者の義務等
- (4) 適格請求書の記載事項
 - ① 請求書・レシート・領収書等の作成例

5. 軽減税率導入後の消費税額の計算方法

- ① 仕入税額控除の計算方法
- ② 売上げ又は仕入れを複数税率で区分することが困難な場合の計算方法
- ③ 免税事業者からの課税仕入れに係る仕入れ税額控除の計算方法

6. 消費税率改正と軽減税率導入及び インボイス制度導入までの対応、留意点など

※改正の動向により、当日のプログラム内容に変更が生じる可能性があります。

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。》

ご参加のおすすめ

2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられる方針が表明されました。併せて、消費税の導入以来初となる軽減税率制度が導入されることも予定されており、各企業の消費税実務担当者におかれましては、これまでよりも業務内容が複雑化し、なおかつ業務量も増加することが予想され、対応に苦慮されていることと存じます。さらに2023年10月1日からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）も導入されるため、こちらについても事前の準備・対策が必要不可欠です。

本セミナーでは、消費税率改正に伴う経過措置と、軽減税率制度及びインボイス制度導入にあたっての実務上の留意点について解説いたします。

この機会に、関係各位の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

井上尚信 税理士事務所
税理士

井上尚信氏

関西学院大学商学部卒。大手会計専門学校において、税理士試験講座の講師として消費税法を担当し活躍。テキスト作成や、新人講師の指導役として後輩指導にもあたる。その後、大阪市中央区の大手税理士事務所にて5年間勤務し、法人から個人までの顧問先で幅広い業務を担当し、また相続税の申告書作成にも従事する。税理士試験合格後、税理士登録を経て平成14年11月に独立開業し、「井上尚信税理士事務所」を設立。現在、大阪市の関与先を中心に、法人から個人までの税務申告などの税理士業務を行い、また、セミナー講師としても活躍中。

日時：平成31年3月19日(火) 10:00～16:00
計5時間(1日間)

会場：NHK名古屋放送センタービル内教室
名古屋市東区東桜1-13-3NHK名古屋放送センタービル
※右図参照

参加料	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

★複数名申込割引について

同一企業(団体)から同じ講座(コース)に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,160円割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています

申込方法：下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申込み下さい。
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料(負担金)は、銀行振込にて開催3営業日前までにお納めください。(経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。)
- 開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。

キャンセルについて

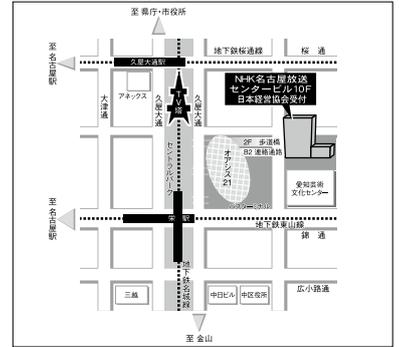
開催日の3営業日前からは受講料の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ (担当/江尻・里見)
〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F

TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン)
FAX (052) 952-7418

日本経営協会・中部ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お電話の問い合わせ(駐車場含む)は、平日の9:15～17:15にお願いします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

日本経営協会・中部本部 行 FAX (052)952-7418

こちらの面をそのまま FAX して下さい。

60012136

「消費税率引き上げと軽減税率制度・インボイス制度への実務対応」参加申込書

H31/3.19
年 月 日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 日本経営協会会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当するものにレ印をつけて下さい)	
(フリガナ) 団体名	TEL () -	ご派遣責任者 所属・役職名	
(フリガナ) 所在地	FAX () -	ご氏名 (印)	
No.	参加者(フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数
			年 月
			年 月
<通信欄>		<ご記入(レ印)のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前	

<注> 太わくの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナ・ご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー運営 ③セミナーなど本会事業のご案内
お申込時点でご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。
なお、③がご不要な場合は右記□にチェックしてください。

不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。